

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日 (火) 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員  
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教育委員会定例会議事日程

平成22年7月13日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
  - 受理番号9 （仮称）横浜市立緑園中学校の設置について
  - 受理番号13 「新しい歴史教科書をつくる会」が提出した請願を審査対象としないことを求める請願
  - 受理番号14 教科書採択の公正確保および請願の扱いについての要望書
  - 受理番号18 教科書研究・出版の自由を守る請願
- 4 審議案件
  - 教委第16号議案 教職員の人事について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

- 今田委員長      ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。  
まず、はじめに、7月1日付けで、奥山千鶴子（おくやま ちづこ）委員が就任  
されましたので、ご紹介いたします。
- 奥山委員      奥山千鶴子です。よろしく申し上げます。
- 今田委員長      次に、会議録の承認を行います。前回、平成22年6月22日の会議録署名者は  
小濱委員と野木委員です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してござ  
いますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
- 各委員      <了 承>
- 今田委員長      それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局  
までお伝えください。  
次に議事日程に従い教育長から一般報告をお願いいたします。
- 山田教育長      **【教育長一般報告】**
- 1 市会関係  
○ 6/23 本会議（第5日）  
・ 議案議決  
・ 教育委員の選任同意
- 2 市教委関係  
(1) 主な会議等  
○ 6/23 リアル熟議・教育政策形成ワークショップ  
○ 6/29 平成22年度 第1回男女共同参画推進会議  
○ 7/ 2 横浜市児童・生徒指導中央協議会  
○ 7/ 2 横浜市・神奈川県警合同防犯会議  
○ 7/ 9 横浜市立大学と横浜市立高等学校との連携協議会  
○ 7/12 第2回全体校長会
- 3 その他
- 今田委員長      教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。
- 中里委員      田奈中学校のプールの事故の対応が良かったと聞きましたが、事故から学べたこ  
とを共有化していくことが必要だと思いますので、今後よろしく申し上げます。
- 山田教育長      昨日の全体校長会でもお話しましたが、田奈中の養護教諭の機敏な対応により、  
後遺症も残らず一命を取り留めたことと、体調の把握の方法に問題があった点もあ

と思われるので、その点について全体で共有化していくことが必要であると思います。

今田委員長 リアル熟議について、教育長の感想はありますか。

山田教育長 文科省で行っている熟議の地域版で、全国で初めて行われたものです。本省の課長以下、横浜市の教育関係者などの出席で、1グループ10人弱で、8グループが公開されたなかで熱心な議論を行いました。学校は地域の中にある存在で、学校のみでは教育は出来ず、保護者や地域の方と協力なくして教育は成り立たないということも多くの方と共有しました。

今田委員長 私もあの協議のあり方は、学校運営協議会に活かしていくヒントがあるのではないかと思います。今回は北部でしたが、あのような場所にそれぞれの方面教育事務所の所長が出席することで広がりが出てくるのではないかと思います。地域性があるので、どこにでも当てはまるわけではありませんが、せっかくの新しい取組ですので、活かしていけるといいと思いました。

他にご質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。受理番号9の「陳情書」について、所管課から説明をお願いします。

小野施設部長 6月8日、緑園中学校設置推進協議会代表、緑園連合自治会会長の石田和夫様から1504名の署名を添えて、(仮称)横浜市立緑園中学校の設置についての陳情書が提出されました。

上田学校計画課長 陳情趣旨は横浜市立緑園東小学校に隣接する中学校建設予定地に、(仮称)横浜市立緑園中学校を設置していただけますよう陳情いたします。

陳情の理由として、

1 公立中学校である(仮称)横浜市立緑園中学校の設置は緑園地域及び周辺地域住民の世代を超えた方々の悲願であること。

2 (仮称)横浜市立緑園中学校が設置されることにより、緑園地域及び周辺地域には、次のことが期待できること。

- ① 小学校中学校にて地元で学び、地域や郷土を愛する意識を育むことにより、豊かな地域社会の形成と将来の発展につながるものと確信していること
- ② 現在緑園地区の小学校卒業生の指定校である、岡津中学校または名瀬中学校、いずみ野中学校など遠方に通学する中学生の不安を解消し、かつ、岡津中ならびに万騎が原中などの過密状態解消にも資すると思われること。
- ③ 地元で公立中学校が設置されることにより、大災害時の医療救援拠点の確保、個別支援学級の新設、及びコミュニティーの拠点としての機能も確保できると思われる。

3 横浜市立緑園中学校が設置された場合には、地域の教育拠点、コミュニティー拠点として、緑園地域、周辺地域をあげて将来に亘り支援を惜しまない意向であること。

第3として、陳情にいたった理由が記載されています。

緑園地区の現在の状況について説明させていただきます。

1点目です。

緑園地区の指定校である岡津中学校では、当面12から24学級の適正規模校として推移する見込であり、現行の基本方針にある新設校の整備条件となる31学級を

越えない予定です。

2 点目です。

緑園地区の緑園東小学校及び緑園西小学校の児童数は近年減少しており今後も減少する見込です。

3 点目です。

緑園東小学校及び緑園西小学校の私立中学校への進学率は全市の中でも上位であり、約半分の児童が私立中学校へ進学している状況です。

4 点目です。

緑園地区には、公共施設が整備されていないため、中学校の新設と併せてコミュニティハウス等の設置が要望されています。

以上が現在の緑園地区における状況の説明ですが、陳情に対する回答の考え方について小野部長より説明いたします。

小野施設部長 陳情書に対する回答の考え方です。今回陳情のありました地区の指定校である岡津中学校の平成 21 年度推計では、平成 27 年度までは適正規模の学級数で推移する見込で、現行の「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」においては、分離新設をする基準に当てはまらない状況です。

今回、多くの方からの署名をもって陳情書が提出されたことは、地域の大きな声であると受け止めていますので、今後も地域の声によく耳を傾け、周辺校の児童・生徒数の推移等も注視しながら、対応について考えていきます。以上です。

今田委員長 所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

小濱委員 陳情書の 2 ページ、陳情理由の 2 の②、「遠方に通学する中学生の不安を解消し」とありますが、陳情者がいう「不安」とは何を意味しているのでしょうか。

小野施設部長 この文面からは、直接「不安」が何か読み取れませんが、この地域から岡津中学校に通うことが距離的に遠いということかと理解しています。

小濱委員 それほど遠いのですか。

小野施設部長 現行の基本方針では望ましい通学距離は、小学校では 2 キロ、中学校では 3 キロと定めていますが、その範囲内です。

小濱委員 この地域から私立の中学校に進学する生徒がとても多いので、この地区の公立中学校文化が空洞化するという恐れがあると思いますが、その点については少し議論する必要があるか、と思いました。

奥山委員 4 ページ、保護者アンケートの「緑園地区に市立中学校が新設されたら入学させたい」という保護者の声が 81 パーセントと出ていますので、今、小濱委員が言われたように、地元で公立中学校がないから、私立学校に行かざるを得ないという状況があるかどうかを検討する必要はないのでしょうか。

山田教育長 この地区は、ある会社が開発した地域で、域内に中学校用地も確保されていますが、本市の基本方針によりこの地域に中学校は必要ないと判断してきました。開発地区ですので、後から転入してきた子が中学に通う場合、岡津中学校に通うのに暗

い道を通うことになり、部活等で遅くなった場合に不安であろうと推測されます。

もうひとつ、毎年、この地域は、私学への進学率が横浜市で1番、2番と高い地域です。そのような背景から、地域の中に中学校があればそこに通わせたいという保護者の意見です。

今後、子どもの数の推移をみていきたいと思います。

小濱委員 陳情者の本音を推測すると、レベルの高い公立中学校が欲しいということではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

中里委員 陳情書の文面から議論し、憶測すべきではないと思います。

野木委員 岡津中、名瀬中、いずみ野中学校のレベルはどのようなものでしょうか。

山田教育長 公立の中学校ですから、中学校の中の子供たち固有の学力の差はあると思いますが、一定の公立中学校の水準を維持するように運営しています

今田委員長 地元からの陳情が出てきて、ひとつ学校を作るとなると資金がかかります。それを踏まえ地域の声を伺いながら丁寧に対応を考えるという、そういう取り組み方を継続していくということではないでしょうか。

中里委員 先ほど、通学路の安全性の話が出ましたが、確かにこの地域は、車道と歩道が分かれてなく狭く、暗い道が多いところです。現在、通っている子どもたちにとっても危険がありますので、中学校の設置とは別に、通学路の安全を区のレベルで考えていくべきだと考えます。

山田教育長 通学路に関しては、街灯などについては、所管局と区が中心になって逐次進めていると考えます。

今田委員長 今の通学区域に関する基本方針は、見直しに向け進めているのでしょうか。

小野施設部長 現在、見直しに向け準備を進めていますが、新設校については過大規模校の周辺に用地がないなどの問題もあります。新設については、新設のほか周辺の学区調整も平行して進めていかなくてはいけないと考えています。

今田委員長 学校規模及び配置の適正化の基本方針について見直しの作業を進めていると思いますが、作業の視点は何か？

小野施設部長 小規模校対策と大規模校があります。小規模校については、再編統合ということで進めてきましたので引続き統合をどうするかという視点で考えていきます。大規模校対策については、新設の基準が現在ありますが、それに基づき新設分離を考えていきますが、土地が十分あるところで大規模化が進んでいるわけではないので、土地がないところでの大規模化が進んでいる地域について、その点の対策も今回踏まえていかなくてはならないと考えています

今田委員長 他にご質問がなければ、受理番号9の陳情書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

次に、受理番号 13 の「請願書」について、所管課から説明をお願いします。

高橋総務課長

平成 22 年 6 月 17 日、「横浜教科書研究会」より提出されました。「新しい歴史教科書をつくる会」が提出した請願を審査対象としないことを求める請願」が提出されました。

請願事項です。

平成 22 年 6 月 8 日に貴教育委員会で報告された「新しい教科書をつくる会」の「横浜市教職員組合（浜教組）の違法行為に関する請願」（以下「請願」）については、重大な事実誤認がありますので、審査対象としないよう要請します。というものです。

考え方です。

横浜市教育委員会会議規則第 38 条に、定められた要件を満たした請願書が提出された場合、教育長に委任された事務を除き、委員長は会議に付し、審議し、議決しなければならないと定められております。

なお、この本請願の対象となっている、「新しい歴史教科書をつくる会」提出の「横浜市教職員組合（浜教組）の違法行為に関する請願」につきましては、6 月 22 日の教育委員会臨時会で、既に審査済みです。

今田委員長

所管課から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

今田委員長

特にご質問がなければ、受理番号 13 の請願書については、所管課の考え方を承認し不採択としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、不採択といたします。

次に、受理番号 14 の「要望書」について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長  
齊藤指導主事  
室長

「教科書採択の公正確保及び請願の扱いについての要望書」が出ておりますので、考え方についてご説明いたします。

受理番号 14 番、6 月 17 日に「教科書採択制度の民主化を求める神奈川の会」から「教科書採択の公平性確保及び請願の扱いについての要望書」が提出されました。要望項目です。

「新しい歴史教科書をつくる会（会長 藤岡信勝）」から横浜市教育委員会に提出された「請願」及び請願に関わる意見陳述については、審議や判断を回避し、教科書採択の公平性を確保すること。

これについての考え方です。

横浜市教育委員会会議規則第 38 条に、定められた要件を満たした請願書が提出された場合、教育長に委任された事務を除き、委員長は会議に付し、審議し、議決しなければならないと定められております。

なお、本請願の対象となっている、「新しい歴史教科書をつくる会」提出の「横浜市教職員組合（浜教組）の違法行為に関する請願」につきましては、6 月 22 日の教育委員会臨時会で、既に審査済みです。

今田委員長 所管課から説明がありました。何かご質問はありますか。  
よろしいですか。  
特にご質問がなければ、受理番号14の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 では、承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。  
次に受理番号18の「請願書」について、所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長  
齊藤指導主事  
室長 受理番号18番、「教科書研究・出版の自由を守る請願」が出ております。  
6月18日に受理、神奈川県教育運動連絡センター 事務局長加藤誠さんから出されました「教科書研究・出版の自由を守る請願」です。  
請願項目は3点あります。  
1点めです。  
通知で判例等参考資料を添付する場合は、市教委の主旨に都合のよい部分に偏る引用ではなく、それと対立する意見に関わる部分も含め、客観的な資料提供とすること。  
これに対する考え方です。  
通知文に添付した判例は、一連の伝習館訴訟に関わるものであり、最終的に、伝習館訴訟最高裁判決（平成2年1月18日）によって、教科書の使用義務と教科書のあるべき使用形態が判示されております。  
2点目です。4月28日付横浜市教職員組合執行委員長宛の警告は撤回すること。  
これに対する考え方です。  
今回の警告は、当該資料集が、適正・公正な手続きを通じて昨年8月に行った中学校の教科書採択を否定する内容となっている点、並びに、使用方法についても、授業の中で資料集のみを使用して指導する展開例も示されている点、が不適切であることから警告したものであり、撤回することは考えておりません。  
3点目です。  
教科書の内容や教科書採択についての研究、論議、批判、提案等が市民のなかで自由闊達に展開され、次の教科書採択に生かされるように環境を整備すること。  
これに対する考え方です。  
教科書採択においては、今後とも関係法令等や文部科学省・神奈川県教育委員会の通知や指導、及び当該年度の横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正な採択を行ってまいります。

今田委員長 所管課から説明がありました請願に対する考え方について、意見陳述の要否も含めましてご意見、ご質問ございますか。  
  
特にご意見等なければ、意見陳述を認めないこととしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、意見陳述を認めないこととします。

次に、採択についてですが、所管課の考え方を承認し不採択としてよろしいでしょうか

各委員

<了 承>

今田委員長

では、不採択と決定いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。

教委第16号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、第16号議案は、非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

高橋総務課長

7月2日「子どもと教科書：旭区民ネットワーク」から「要望書」が提出されました。この要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。

次回の教育委員会臨時会は、審議案件がないため休会といたします。また、8月の定例会につきましては、別途お知らせいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は休会することとします。

それでは、本日の審議案件は非公開案件のみですので、傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時20分]